

千葉県危機管理推進委員会幹事会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県危機管理推進委員会設置要綱第8条の規定に基づき、千葉県危機管理推進委員会（以下「委員会」という。）の幹事会における組織及び同幹事会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、委員会から指示された事項について検討及び調整を行う。

2 前項に規定するもののほか、幹事長が必要と認める事項について検討及び調整を行う。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、総合政策局危機管理部長の職にある者をもって充てる。

3 副幹事長は、総合政策局危機管理部危機管理課長及び防災対策課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長等の任務)

第4条 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を代表する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が欠けたとき、又は幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 幹事長は、専門的事項を調査検討させるため、幹事会に部会を置き、部会

長及び部会員を指名することが出来る。

- 2 部会の庶務は、部会長または部会員の属する課の中から部会長が指定する。
- 3 部会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、総合政策局危機管理部危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

総合政策局政策企画課長	若葉区総務課長
総務局総務課長	緑区総務課長
財政局資金課長	美浜区総務課長
市民局市民総務課長	消防局総務課長
保健福祉局保健福祉総務課長	水道局水道総務課長
こども未来局こども企画課長	病院局経営企画課長
環境局環境総務課長	会計室長
経済農政局経済企画課長	教育委員会総務課長
都市局都市総務課長	選挙管理委員会事務局次長
建設局建設総務課長	人事委員会事務局次長
中央区総務課長	監査委員事務局行政監査課長
花見川区総務課長	議会事務局総務課長
稲毛区総務課長	